

# 法人府民税・事業税・地方法人特別税及び法人市町村民税の改正について

## ◎ 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正について

- 1 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から均等割の年額を判定する基準となる「資本金等の額」が改正されました。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{加減算後の} \\ \text{資本金等の額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{当該事業年度} \\ \text{終了の日} \\ \text{資本金等の額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{H22.4.1以後の} \\ \text{無償増資*相当額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{H13.4.1~H18.4.30・H18.5.1} \\ \text{以後の無償減資等による欠損填補額*} \\ \hline \end{array}$$

⇒ 加減算後の「資本金等の額」と「資本金と資本準備金の合計額」又は「出資金の額」のいずれか大きい額で均等割の税率区分を判定

\* 無償増資

平成22年4月1日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算する。

\* 無償減資等による欠損填補

平成13年4月1日から同18年4月30日までの間に減資（金銭その他の資産を交付したものを除く）によって欠損填補を行った場合及び資本準備金を減少して欠損填補を行った場合はその額を控除する。

平成18年5月1日以後、剰余金によって損失填補を行った場合はその額を控除する。この場合の控除額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから1年以内に損失填補に充てた額に限る。

なお、平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、均等割の税率区分の基準として、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額を用いることとする経過措置が設けられています。

## ◎ 法人府民税法人税割からの利子割控除及び利子割還付又は充当の廃止について

- 2 平成25年度の税制改正で、平成28年1月1日以後に法人へ支払う利子等については、府民税利子割が廃止されました。これに伴い、法人府民税法人税割から利子割額を控除する制度及び控除不足額を府民税均等割額等に充当又は還付する制度も廃止されました。

\* 平成27年12月31日以前に支払を受けるべき利子等の支払を受ける日の属する事業年度分については、従前のとおりです。

## ◎ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設について

- 3 地方公共団体が行う地方創生事業に対して法人が寄附を行った場合に、その寄附金額の一部を、寄附金を支出した日を含む事業年度における法人事業税額・法人住民税法人税割額・法人税額から控除することが可能となる制度が創設されました。

・要件1 青色申告書を提出している法人であること

・要件2 地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成28年4月20日）から平成32年3月31日までの間に、地方公共団体が行う地域再生法の認定地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附金を支出していること

### 【控除額計算】

〈控除上限額〉

- 法人事業税・・・法人事業税額の20%（平成29年4月1日以後に開始する事業年度は15%）
- 法人住民税・・・法人住民税法人税割額の20%
- 法人税・・・法人税額の5%

（裏面に続く）

〈控除額〉

- 法人事業税・・・寄附金額の10%
- 法人住民税・・・寄附金額の20%（道府県分5%、市町村分15% ※）  
※ 平成29年4月1日以後に開始する事業年度は、道府県分2.9%、市町村分17.1%
- 法人税・・・寄附金額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を控除（寄附金額の10%が限度）

・ 注意事項

- 寄附金額が10万円未満の場合は控除対象外
- 主たる事務所が立地する地方公共団体に対する寄附は控除対象外
- 東京都、23特別区、一部の市町村に対する寄附は控除対象外

◎ 欠損金の繰越控除制度の改正について

4 平成27年度税制改正により改正された中小法人等を除く法人に係る欠損金繰越控除制度について、平成28年度税制改正により再度見直しが図られました。なお、欠損金の繰越期間についても見直しがされています。

○ 欠損金の繰越控除限度額の段階的引き下げ措置

平成28年度税制改正による見直し後の限度額		
※ 中小法人等 を除く法人	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の65%相当額
	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の60%相当額
	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の55%相当額
	平成30年4月1日以後に開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の50%相当額

※ 更生手続開始の決定等の一定の事実が生じた法人や新規法人の一定の事業年度は除く

ただし、次のいずれかに該当する中小法人等は、従前どおり繰越控除前の所得金額の全額について控除を行うことができます。

- (1) 普通法人のうち資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの  
(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の大法人等との間にその法人による完全支配関係がある法人を除く)
- (2) 普通法人のうち資本もしくは出資を有さないもの（保険業法に規定する相互会社を除く）
- (3) 公益法人等又は協同組合等
- (4) 人格のない社団等

○ 欠損金の繰越期間の延長措置

平成28年度税制改正による見直し後の繰越期間	
平成30年4月1日以後に開始する事業年度	欠損金繰越期間を10年に延長

※ 欠損金に係る更正の期間制限、更正の請求期間についても、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から同様に10年に延長されます。

お問い合わせは・・・京都地方税機構申告センターへ TEL：075-417-1371  
<http://www.zeimukyodoka.jp/>